

岩手県地域防災計画見直し (H27. 3) に伴う花巻市地域防災計画への反映内容 (案)

H27. 3 岩手県地域防災計画の見直し箇所 (関係箇所抜粋)	市計画本編該当箇所	市計画への反映内容 (案)
<p><b>I 災害対策基本法等の改正に伴う見直し</b></p> <p>1 災害対策基本法の改正を踏まえた見直し (1) 災害時における車両の移動を規定</p> <p>2 土砂災害防止法改正を踏まえた見直し (1) 市町村地域防災計画への避難場所・避難経路等の明示等について規定</p> <p>(2) 県は、市町村の求めに応じ、避難勧告等の解除について助言を行うことについて規定</p>	<p>第3章第6節 交通確保・輸送 P 8 5、8 1</p> <p>第2章第15節 土砂災害予防 P 3 6</p> <p>第3章第14節 避難・救出 P 1 1 2</p>	<p>「第3の5 交通確保」に「(6) 災害時における車両の移動」の項を追加</p> <p>「第2 土砂災害等警戒区域等の指定」に土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難場所・避難経路など、土砂災害防止対策に関し、市町村地域防災計画に規定すべき事項を具体的に明示する記述を追加</p> <p>「第3の1 (1) 避難勧告等の実施及び報告」に県は、市町村の求めに応じ、避難勧告等の解除について助言を行うことの記述の追加</p>
<p><b>II 所要の見直し</b></p> <p>1 避難勧告等の発令基準の明記 市町村は、市町村地域防災計画に避難勧告等の発令基準を位置づけることを明確化するとともに、住民等に対し、その内容を周知することを規定</p>	<p>第3章第14節 避難・救出 P 1 1 0 ~ P 1 1 2</p>	<p>「第3の1 (1) 避難勧告等の実施及び報告」に避難勧告等の災害ごとの発令基準・対象地域の記述を追加</p> <p>「第3の1 (3) 避難勧告等の周知」に市のホームページやソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) によるツイッター・フェイスブック等での周知の記述を追加</p>

H27.3 岩手県地域防災計画の見直し箇所（関係箇所抜粋）	市計画本編該当箇所	市計画への反映内容（案）
<p><b>Ⅲ その他の見直し</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定公共機関の追加指定に伴う所要の修正</li> <li>・ 語句の修正</li> <li>・ 公務員の消防団への加入促進について追加</li> <li>・ 非常・緊急電話（102番）の廃止に伴い所要の修正</li> <li>・ 所要の修正、避難行動要支援者名簿を具体的に明記</li> <li>・ 岩手県災害派遣福祉チームの位置づけ</li> <li>・ 災害警戒本部等の設置基準について所要の修正</li> <li>・ 気象予報、警報等の記載について見直し</li> <li>・ 非常扱い・緊急扱い通話（102番）の廃止に伴い所要の修正</li> <li>・ 避難者の確認の際の各支援者の連携等について規定するもの</li> <li>・ 歯科医療活動班による被災地域及び避難所等の巡回について規定（災害医療コーディネーターを追加）</li> <li>・ 機関名の修正</li> <li>・ 災害時に応急措置等を行う公共土木施設として新たに治山施設を追加</li> <li>・ 非常扱い・緊急扱い通話（102番）の廃止に伴い所要の修正</li> <li>・ 災害復旧事業に関係する法令等の内容について見直しを行うもの</li> <li>・ その他所要の修正</li> <li>・ 激甚災害として財政措置が行われる事業を追加</li> </ul>	<p>第1章第4節 P4・P5</p> <p>第2章第1節 P10</p> <p>第2章第2節 P12</p> <p>第2章第4節 P15</p> <p>第2章第5節 P18、21、22</p> <p>第2章第6節 P24</p> <p>第3章第1節 P51、P53</p> <p>第3章第2節 P64・P65</p> <p>第3章第3節 P69</p> <p>第3章第14節 P113</p> <p>第3章第15節 P124</p> <p>第3章第20節 P145・P147</p> <p>第3章第25節 P163</p> <p>第3章第26節 P177</p> <p>第4章第1節 P193、192</p> <p>第4章第2節 P195・P197</p> <p>第4章第3節 P201</p>	<p>県地域防災計画の見直し内容に準じて修正</p>

